

特定基地局開設料の標準的な金額に関する研究会（第2回）（非公開）

議事要旨

1. 日時

令和2年1月27日（月）14：00～16：00

2. 場所

中央合同庁舎第2号館（総務省） 8階 第1特別会議室

3. 出席者（敬称略）

構成員：

飯塚留美（一般財団法人マルチメディア振興センター電波利用調査部研究主幹）、牛山誠（有限責任監査法人トーマツパートナー）、大谷和子（株式会社日本総合研究所執行役員法務部長）、関口博正（神奈川大学経営学部教授）、多賀谷一照（千葉大学名誉教授）、中尾彰宏（東京大学大学院情報学環教授）、柳川範之（東京大学大学院経済学研究科教授）

総務省：

谷脇総合通信基盤局長、田原電波部長、今川総合通信基盤局総務課長、布施田電波政策課長、片桐基幹・衛星移動通信課長、荻原移動通信課長、片桐電波政策課企画官、田中移動通信課移動通信企画官

4. 配布資料

資料2-1 ヒアリングの進め方

資料2-2 株式会社NTTドコモ 発表資料

資料2-3 KDDI株式会社 発表資料

資料2-4 ソフトバンク株式会社 発表資料

資料2-5 楽天モバイル株式会社 発表資料

5. 議事要旨

(1) 開会

(2) 議事

①資料2-2に基づき株式会社NTTドコモからのヒアリングの後、質疑応答が行われた。

②資料2-3に基づきKDDI株式会社からのヒアリングの後、質疑応答が行われた。

③資料2-4に基づきソフトバンク株式会社からのヒアリングの後、質疑応答が行われた。

④資料2-5に基づき楽天モバイル株式会社からのヒアリングの後、質疑応答が行われた。

⑤各事業者からのヒアリングを踏まえ、構成員による意見交換が行われた。

(中尾構成員)

全社、比較法で目安を出す、ただし特異点を除くという説明であった。もっとも、AP法と収益還元法も補足的に参考するということであった。しかし、消去法的に、収益モデルができないので比較法だという説明であったので、比較法であっても、特異点の処理以外にも、例えば、各国で経済的に周波数利用がなされたかの検証なども含めて考えていかないといけないため、今後は具体案を決めていく必要がある。

また、割り当てられた周波数をきちんと活用していくことができるかの指針も必要ではないか。国民の共有資産である周波数を使わないのに1社が占有してしまうのもよくないので、その点も考慮する必要がある。

(大谷座長代理)

各社、4月に割り当てられた周波数の経済的価値については回答がなかった。やはり公表できるものではないということではないか。収益還元法については、特に何をパラメータとして設けるかによって、各社が考えているビジネスモデルで秘密にしたい部分も開示されてしまい、計算式を公表することになった場合、計算式にどんな数値を入れていくの

かで事業戦略などがわかってしまうことについて警戒感を持たれたのではないか。それに比べ比較法は予測可能性が高いと受けとめられ、その意味でも、比較法をより精緻に適用するための検討を進めていく必要がある。各社から提示された補正のための基準づくりに今後トライしていく意味がある。他方、収益還元法等によるアプローチも、その試算もあわせて進めていく必要がある。

また、コストをどこで控除していくのか。経済的価値で一律に控除できるのではないかとと思われるが、それで不十分な項目が残るのかも見極めをしたい。

(柳川構成員)

ポイントは比較法でどう規格化、標準化するか。比較法にすれば、おのずと標準的な計算方法ではなく標準的な金額が出てくることになるので、規格化のやり方でダイレクトに数字が分かってしまう。そうすると、結局、自主的に理屈をつけて金額を出していくことになるので、規格化、標準化、日本国内に合わせた計算の転換のやり方が肝になる。その金額が、最低金額的に、それより高い金額を出せば点数が上がる形にせざるを得ないので、各社、収益還元法に近いアプローチで金額を出してくるのではないか。

そのため、表立って客観的に収益還元法で出すことは難しいだろうが、何らか出すことはできるはずで、そういうものをどこまで今回採用するのかがもう一つのポイント。そのときに、上限をどう考えるのかがもう一つのポイント。上限だけではなく、例えば点数のつけ方なども考えなければいけないだろう。

(多賀谷座長)

収益還元法は、各社とも計算が難しいということだった。ただ、5Gと言っても、多数同時接続や低遅延の用途が急に拡大するわけではないだろう。差し当たりは大容量。すると、ノンスタンドアロンで4Gを延長するような形で大容量で利用をする機会が増える。そのことをある程度計算するのはおそらく可能だろう。それが何年か後に、スタンドアロンのような利用でどの程度プラスアルファが出るかということになればよいのではないか。

また、周波数逼迫状況をどう考えるか。新しく周波数が増えると、その分だけ経済的価値が増える。ところが、もしまだ余っている社にとっては、増えたとしても、それほど経済的価値は出ないのではないか。しかし、だから安くていいというのは変で、かえってそれはペナルティーにしたほうがよいのではないか。

(中尾構成員)

候補周波数帯について、周波数をダイナミックに共用していくことは今の時点では考えなくてよいのか。

(布施田電波政策課長)

現在、ある周波数帯を複数の者がダイナミックに使うためのデータベース、アクセスの仕方、判断基準のアルゴリズムなどの研究開発を行っている。この技術をどの周波数帯に適用するかまだ確定していないが、例えば2.6ギガヘルツ帯は、移動通信と衛星通信の共用を検討している。

(多賀谷座長)

MVNOという形で、二次的に利用させる場合、キャリアからMVNOに対して料金が請求される。周波数は今のところは事業者がエンドユーザーと直接対峙する形を前提にしているが、将来的には、土地代であり、その上で誰かがマンションを建てて儲けようと、そこまでは見ないという話にいずれはなるだろうが、差し当たりはエンドユーザーが見える形で計算をしていく。ただ、徐々に、土地代の場合の市場価値をどう考えるかという話におそらく移行するだろう。

(柳川構成員)

将来に起きる技術的な変化や制度変更をある程度予想しながら事業者は価値をつけることになるので、本来であれば、制度的な変更に関しては、制度を作っている側がある程度将来的に予想できるのであれば、それを事前に提示して、こういう制度変更が将来起こり得るから、それを前提にして価値を計算してほしいとするのがロジカルには筋。ただ、予定されていない不確実性が高いものに関して、あらかじめそれを考慮に入れるのは非常に難しく、あるいはもっと技術的なビジネスモデル上の変化の不確実性もあるので、制度的な変化の不確実性も全て含めて、その部分のリスクを計算した上で、考えた上で価値を計算してほしいということにせざるを得ないだろう。

(牛山構成員)

この権利の価値を計算する場合に、何年分のキャッシュ・フローを引いたらよいかという話になるので、免許の期限は5年であるが、更新により使用できる期間が10年であれば、10年を指標として提示することになるのではないか。

(田原電波部長)

特定基地局の開設計画は開設計画の範囲内なので5年だが、算定するときはどうするか。通常は2回ぐらいの免許更新を念頭に、10年スパンで考えてきたが、今後の議論の中で整理させていただきたい。

(3) 閉会

以上